

みもざ

# 税務と経営

編集発行人  
税理士

村野幸司

事務所 〒639-2102  
奈良県葛城市東室123番地1  
TEL 0745 (69) 8282  
FAX 0745 (69) 7377  
自宅 0745 (69) 2174

## ◆ 3月の税務と労務

3月

(弥生) March

21日・春分の日

- 国 税 / 平成22年分所得税の確定申告  
2月16日～3月15日
- 国 税 / 個人の青色申告の承認申請 3月15日
- 国 税 / 贈与税の申告 2月1日～3月15日
- 国 税 / 2月分源泉所得税の納付 3月10日
- 国 税 / 個人事業者の22年分消費税の確定申告  
3月31日
- 国 税 / 1月決算法人の確定申告  
(法人税・消費税等) 3月31日
- 国 税 / 7月決算法人の中間申告 3月31日
- 国 税 / 4月、7月、10月決算法人の消費税の  
中間申告 (年3回の場合) 3月31日

日	月	火	水	木	金	土
・	・	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	・	・

地方税 / 個人の都道府県民税、市町村民税、事業税  
(事業所税) の申告 3月15日



**老人・高齢者は何歳から？** 税務上は、70歳以上が老人扶養親族・老人控除対象配偶者の対象年齢です。一方、雇用保険関係では65歳以上が高齢者で、介護保険の受給対象も原則65歳以上。平成24年度末で廃止される予定の後期高齢者医療制度の対象は75歳以上でした。高齢者向け優良賃貸住宅では60歳以上が入居対象となります。

# 税制改正(案)のポイント

平成二十三年度税制改正(案)の主な改正項目を整理してみました。

## 《タイムスケジュール》

二十二年改正分も含め主なものは、図表1のようになります。

### ■ 法人課税

- 1 ● 法人税率の引下げ  
法人税の税率が図表2のとおり引き下げられます。
- 2 ● 減価償却における定率法の償却率の見直し  
平成二十三年四月一日以後に取得する減価償却資産の定率法の償却率は、定額法の償却率を二倍(現行二・五倍)した数とされます。
- 3 ● 欠損金の繰越控除制度  
青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度

及び青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越控除制度における控除限度額について、その繰越控除をする事業年度のその繰越控除前の所得の金額の八〇%相当額とします。

なお、中小法人等については、現行の控除限度額となります。

- 4 ● 欠損金の繰越期間  
繰越期間が九年(現行七年)に延長されます。
- 5 ● 貸倒引当金  
適用法人が銀行、保険会社その他これらに類する法人及び中小法人等に限定されます。
- 6 ● 寄附金の損金算入限度額  
資本金等の額の千分の二・五相当額と所得の金額の百分の二・五相当額との合計額の四分の一(現行二分の一)とされます。

■ 図表1:改正タイムスケジュール

年度	月	内容
平成23年	1月	● 所得税の年少扶養控除の廃止
		● 所得税の特定扶養控除の縮小
	4月	△ 贈与税の税率構造の見直し
		○ 法人税率の引下げ
		● 減価償却における定率法の見直し
		● 貸倒引当金制度の見直し(大法人のみ)
		● 欠損金の繰越控除制度の見直し(大法人のみ)
		○ 欠損金の繰越期間の延長
		○ 相続税の未成年者・障害者控除引上げ
		● 相続税の基礎控除の引下げ
△ 更正の請求と増額更正できる期間の延長		
○ 雇用促進税制の創設		
平成24年	1月	● 給与所得控除の上限設定
		● 役員給与に係る給与所得控除の見直し
	4月	○ 特定支出控除の見直し
		● 役員退職給与の課税制度の見直し
		● 成年扶養控除の見直し
		● 仕入税額控除制度の95%ルールの見直し
		● 消費税の事業者免税点制度の見直し
		● 消費税率の引き上げ
10月	● 消費税率の引き上げ	

○減税 ●増税 △どちらともいえない

■ 図表2

		現行		改正案	
		年800万円以下		年800万円以下	
普通法人	30%	—	25.5%	—	—
中小法人	30%	22%(18%)	25.5%	19%(15%)	—

(注) 軽減税率の特例措置(カッコ内)については、現行は平成21年4月1日から23年3月31日までの間に終了する事業年度に、改正案は平成23年4月1日から26年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。

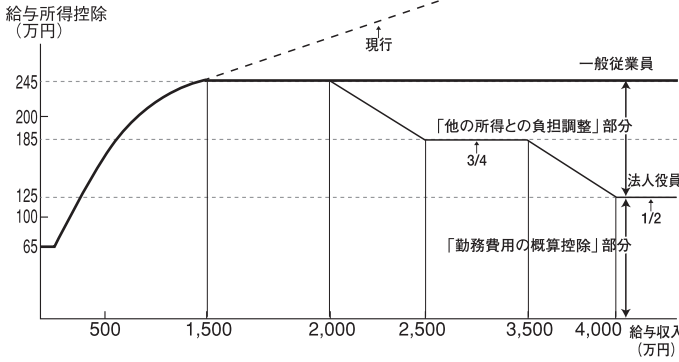
### ■ 個人所得課税

1 ● 給与所得控除の上限設定  
その年中の給与等の収入金額が、一、五〇〇万円を超える場合の給与所得控除額については二四五万円を上限とします。

2 ● 役員給与等に係る給与所得控除の見直し  
給与収入四千万円超の法人役員等の給与に係る給与所得控除については、控除上限額を二分の一の額(二二五万円)を上限とします。



■ 図表3: 給与所得控除の見直し (政府税制調査会資料より)



3 ● 特定支出控除の見直し  
特定支出の範囲の拡大、特定支出控除の適用判定の基準の見直しがされます。

2千万円から四千万円までの間は、控除額の上限を四分の三とする部分も含め徐々に控除額が縮減されます(図表3)。

- 4 ● 役員退職金の見直し  
勤続年数五年以下の法人役員の退職金について、二分の一課税が廃止されます。
- 5 ● 成年扶養控除の見直し  
障害者、六五歳以上の高齢者、学生等については、引き続き扶養控除の対象とし、また、合計所得四〇〇万円(給与収入五六八万円)以下の納税者については従来どおりの適用とします。
- 6 ● 上場株式等の軽減税率延長  
上場株式等の配当・譲渡所得等に係る一〇%軽減税率は、景気に配慮し適用期限が二年延長されます。これに合わせ、平成二十四年一月から適用予定だった少額上場株式等に係る配当・譲渡所得等の非課税措置の開始は二十六年一月からとなります。
- 3 ● 特定支出控除の見直し  
特定支出の範囲の拡大、特定支出控除の適用判定の基準の見直しがされます。
- 1 ● 相続税の基礎控除の見直し  
地価動向に対応して、基礎控除が、「三千万円+六〇〇万円×法定相続人数」に引き下げられます。また、相続税の税率構造が見直されます。

- 2 ● 死亡保険金に係る非課税枠  
「五〇〇万円×法定相続人(未成年者、障害者又は相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者に限ります)数」とされます。
- 3 ● 未成年者・障害者控除  
一年当たり控除額が一〇万円に引き上げられます。
- 4 ● 贈与税率の見直し  
若年世代への早期資産移転を進める観点から、暦年課税について、直系卑属(二〇歳以上)を受贈者とする贈与税の税率構造が緩和されます。
- 5 ● 相続時精算課税制度の見直し



- 1 ● 受贈者に二〇歳以上の孫を追加するとともに、贈与者の年齢要件が六〇歳以上に引き下げられます。
- 4 ● 消費課税  
1 ● 事業者免税点制度の見直し  
個人事業者のその年又は法人のその事業年度につき、現行制度で事業者免税点制度の適用を受ける事業者のうち、次に掲げる課税売上高が一千万円を超える事業者については、事業者免税点制度を適用しません。
- ① 個人事業者のその年の前年一月一日(六月三十日までの間の課税売上高)
- ② 法人のその事業年度の前事業年度開始の日から六か月間の課税売上高
- 2 ● 仕入税額控除制度の95%ルールの見直し  
課税売上割合が九五%以上の場合に課税仕入れ等の税額の全額を仕入税額控除できるいわゆる九五%ルールについては、その課税期間の課税売上高が一億円以下の事業者に限り適用することとなります。

## 相続税を延納する場合の要件と延納期間

相続税は金銭で一括納付するのが原則です。

しかし、相続または遺贈によって取得した財産の中に、すぐに納付に充てることができる現金などが必ず含まれているとは限りません。取得した財産は不動産ばかりというケースもあり得ます。

このような場合、相続税を金銭で一括納付することが困難となりかねませんので、その救済措置として延納制度が設けられています。

そして、次に掲げる全ての要件を満たす場合に、延納の許可を受けることができます。

- ① 相続税が10万円を超えること。
- ② 金銭で納付することを困難とする事由があり、かつ、その納付を困難とする金額を限度としていること。

③ 延納税額及び利子税の額に相当する担保を提供すること（ただし、延納税額が50万円未満で、かつ、延納期間が3年以下である場合には担保を提供する必要はない）。

④ 延納しようとする相続税の納期限又は納付すべき日（延納申請期限）までに、延納申請書に担保提供関係書類を添付して税務署長に提出すること。

延納において、担保として提供することができる財産は、土地・建物などの不動産や国債及び地方債、社債その他の有価証券などですが、税務署長が延納の許可をする場合に、延納申請者の提供する担保が適当でないとき認めるときには、その変更を求められることとなります。

延納期間は原則5年以内です。ただし、「不動産等の価額の割合」が50%以上の場合は、延納期間の特例があり、「50%以上75%未満の場合」と「75%以上の場合」に分けて、それぞれ別途、最長の延納期間を定めています。

## 広告宣伝用資産の受贈益の取り扱い

販売業者等がメーカー等から、次のような広告宣伝用資産の贈与を受けた場合は、メーカー等のその資産の取得価額の3分の2相当額から販売業者等がその取得のために支出した金額を控除した金額が受贈益となります。ただし、その額が30万円以下の場合は、受贈益はないものとして取り扱われます。

- ① 自動車・陳列棚・陳列ケース・冷蔵庫等でメーカー等の商品名・社名等が表示され広告宣伝を目的としていることが明らかなもの
- ② 展示用モデルハウスで住宅メーカー等の製品の見本であることが明らかなもの

また、広告宣伝用の看板、ネオンサイン、どん帳のように、専ら広告宣伝のために使われる資産については、受贈益はないものとして取り扱われます。

## 得意先主催のパーティー、往復の交通費は損金

交際費等は、「交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が得意先、仕入れ先その他事業に関係のある者などに対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの」をいいます。

また、これらの行為に付随して支出する費用、例えば、得意先などを接待したときの送迎費用などの費用も交際費等に該当します。

しかし、得意先主催する記念パーティーに出席するためのタクシー代などは会社の業務遂行上の経費であり、接待、供応等のために支出するものではありませんので交際費には該当せず、旅費交通費として取り扱って差し支えありません。